

# 大阪商工経営センターFAX情報

経営センター - 00066 税 - 9

平成 23 年 1 月 14 日

協同組合 大阪商工経営センター

TEL 06-6724-6661

FAX 06-6725-3667

## ！ ご注意下さい！

平成 23 年 1 月分の給料より、源泉所得税の計算方法が一部変更されています。

既にご存知の方も多いと思われませんが、平成 22 年度の税制改正により、  
年齢が 16 歳未満（平成 8 年 1 月 2 日以降に生まれた者） の扶養親族の 控除が廃止 になっています。

これにともない、平成 23 年 1 月以降に支給される給料より、源泉所得税の額が変更になり、16 歳未満の扶養者がいる方の源泉税が昨年より高くなります。 例えば以下の通りです。

妻（専業主婦）と 16 歳未満の子が 1 人いる 3 人（夫、妻、子）家族の場合

いままでは、税額表の扶養親族等の数は、妻と子の「2 人」としていましたが、今年（平成 23 年 1 月）以降は、税額表の扶養親族等の数は、「1 人」（妻のみ）に 減らして源泉所得税の額が決まります。

つまり、16 歳未満の扶養親族がいる者の給与から天引きする 源泉所得税が高 くなります。

昨年末、従業員等に記載していただいた「平成 23 年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「B 控除対象扶養親族」欄の記載に間違いがないか再度ご確認願います。

給料計算をされる際は、ご注意ください。ご不明な点がございましたら、遠慮なくお問い合わせください。

また、上記とは別に、今年から 16 歳以上 19 歳未満の人の扶養控除額が昨年までの 63 万円から 38 万円に 25 万円減額されています。これは、毎月の源泉所得税には影響しませんが、結果的に年間の所得税が増加することになってしまいます。

これらは、「子供手当」や「高校授業料無償化」が導入されたことに伴う措置だと考えられます。

### 【事務局全職員の土曜日出勤のお知らせ】

平成 23 年 1 月 5 日～3 月 15 日までの土曜日は、確定申告への十分な対応をする為、全職員が出勤いたします。（日曜日と祝祭日はお休み。）